



漏水防止講座（第4回：9月25日～9月27日）

水道事業の漏水防止に従事する技術職員の方々59名の参加を得て、東京都水道局研修・開発センターにおいて研修会を実施した。1日目及び2日目に「漏水防止概論」、「漏水防止の現状と課題、これからの漏水防止」、「漏水防止作業」、「漏水探査技術」について講義があり、3日目には、漏水防止関連機器を使つての現地研修を行った。

浄水場等設備技術実務研修会（第4回：9月17日～20日、第5回：10月15日～18日、 第6回：11月5日～8日）

浄水場・給水所等の運転管理に携わる技術系職員の方々（第4回：15名、第5回〔水道関係企業対象〕：15名、第6回：15名）の参加を得て、東京都水道局研修・開発センターの訓練用設備を利用して、実際にポンプの分解組立等、機器類の運転・操作及び浄水処理について実習を行うとともに、設備機器の保守・管理の実務について研修を実施した。

第81回水道 GLP 認定委員会（10月29日）

水道 GLP 認定について、認定更新検査機関として（株）北陸環境科学研究所（認定番号：JWWA-GLP053）、平成理研（株）（認定番号：JWWA-GLP054）、静岡市上下水道局（認定番号：JWWA-GLP055）が、認定維持検査機関として前橋市水道局（認定番号：JWWA-GLP075）が、更新後の認定維持検査機関として堺市上下水道局（認定番号：JWWA-GLP032）が、それぞれ審議され決定された。

水道技術管理者研修会（10月31日～11月1日）

水道技術管理者またはこれを補佐するの方々175名の参加を得て、「水道事業の現状と課題」、「水道技術者の水道設備～水道設備研修用テキストを使って～」、「地震等緊急時対応の手引きの改訂について」及び「水道水質管理に関する最近の動向」について研修を実施した。

なお、本研修会では毎年特別講師として各界の著名な方に講演を依頼しており、本年度は東京大学大学院工学系研究科マテリアル工学専攻准教授の松野泰也氏が「人を動かすのは恐怖と利益～ナポレオンボナパルトの言葉で考える地球環境問題と環境経営～」と題する講演を行った。



第1回 水道用薬品及び資機材等の衛生性調査専門委員会（11月6日）

本委員会は、JWWA 規格の衛生性に関する検討体制を強化するため、関連する専門委員会（「水道用塗料等に関する衛生性調査専門委員会」及び「水道用塗料等の浸出試験調査専門委員会」）を整理し、これらが審議していた事項について本委員会が引き継ぐとして設置された。

引き継ぎ事項である「水道用コンクリート水槽内面水性ポリエチレン樹脂塗料（新規制定）の浸出試験結果」及び「水道用コンクリート水槽内面エポキシ樹脂塗料（JWWA K 143）の浸出試験結果」について審議し、結果を衛生常設調査委員会（11月19日開催）へ報告することとした。

また、今後は水道用薬品に関わる JWWA 規格の改正を順次行うこととした。

第678回抄録委員会（11月7日）

東京都水道局の金町浄水場において、オゾンと生物活性炭を使った高度浄水処理等を視察した。

その後、本誌2月号に掲載する外国文献の抄録内容について審議した。



第156回水道技術管理者協議会（11月7日・8日 於：熊本市）

熊本市水道事業の概要について説明を受けた後、自然災害に伴う水道の被害状況、工務部・水道技術総合研究所の業務と主な取組み、平成25年度全国会議の概要について報告を行い、それぞれ意見交換を行った。

2日目は、熊本市上下水道局健軍水源の地を視察を行った。



第6回水道施設管理業務検討専門委員会（11月8日）

本専門委員会は、水道施設管理において委託した業務を適切に評価する基準や評価制度等の整備を目的に設置され、今回の委員会をもって最終審議を行った。

委員会当日は、①委託事業者の情報提供の制度、②評価マニュアル案の運用制度について審議を行った。

また、これまでの検討結果を報告書としてまとめ、第175回工務常設調査委員会にて報告することとした。

第89回検査事業委員会（11月12日）

はじめに、委員長の互選を行い、委員長は今井滋東京都水道局建設部長が選出された。

次に、第88回検査事業委員会議事録、第36回検査施行要項等専門委員会審議結果報告、その他としてT頭ボルトの運用について逐次報告を行い、異議なく了承された。

また、日本水道協会水道用サドル付分水栓検査施行要項、日本水道協会水道用逆流防止弁検査施行要項、日本水道協会水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法検査施行要項、日本水道協会水道用ダクタイトル鑄鉄管及び水道用GX形ダクタイトル鑄鉄管検査施行要項、日本水道協会水道用ダクタイトル鑄鉄異形管及び水道用GX形ダクタイトル鑄鉄異形管検査施行要項、日本水道協会水道用ダクタイトル鑄鉄管及び異形管用接合部品検査施行要項、日本水道協会水道用品接合用、組立用ボルト及びナット類検査施行要項、日本水道協会水道用水密保持用ゴム類検査施行要項の改正について審議を行った。各検査施行要項の改正については、検査施行要項等専門委員会委員長の宮井秀幸大阪市水道局技術監理担当課長から専門委員会における審議結果の説明があり、審議の結果、一部修正のうえ、全て了承された。

